

第45期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月20日（木曜日）
午前10時

場所

大阪市北区梅田二丁目5番25号
ザ・リッツ・カールトン大阪 4階
ザ・リッツ・カールトン・ボールルーム

目次

P1 第45期定時株主総会招集ご通知

P6 株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）
12名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の
報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である
取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬
制度導入の件

〈株主総会資料の電子提供制度の施行について〉

当社は、株主様への情報ご提供を重視し、本年の株主総会についても、法令および定款の定めに基づき書面交付請求された株主様に送付する交付書面を、すべての株主様にお届けしました。

次回以降の株主総会についても書面による株主総会資料の提供を希望される株主様で、書面交付請求のお手続きをお済ませでない方は、次回の議決権基準日（定時株主総会については3月31日）までにお早めに当社株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）またはお取引の証券会社等で書面交付請求のお手続きを行っていただきますようお願いいたします。

議決権行使も招集ご通知閲覧も
スマートフォンで簡単

議決権行使



議決権行使書用紙副票（右側）
「QRコード」をご利用ください。

招集ご通知閲覧



左の「QRコード」またはURL
(<https://s.srdb.jp/9697/>)
よりアクセスいただきご参照ください。

株 主 各 位

証券コード 9697

2024年5月30日

大阪市中央区内平野町三丁目1番3号

株式会社 **カプコン**

代表取締役社長 辻 本 春 弘

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.capcom.co.jp/ir/stock/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、株式会社東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「カプコン」または証券「コード」に「9697」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択して、ご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、決議事項につきましては、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月19日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月20日（木曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時となります。）
2. 場 所 大阪市北区梅田二丁目5番25号
ザ・リッツ・カールトン大阪 4階 ザ・リッツ・カールトン・ボールルーム

3. 目的事項

報告事項

1. 第45期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査等委員会の第45期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）12名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件 |
| 第6号議案 | 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度導入の件 |

4. その他招集にあたっての決定事項

- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、以下の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、会計監査人および監査等委員会が監査をした書類の一部であります。

・連結計算書類の連結注記表 ・計算書類の個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.capcom.co.jp/ir/stock/meeting.html>)に掲載させていただきます。

◎今後の状況により、株主総会当日までに状況の変化が生じた場合には、当社ウェブサイト(<https://www.capcom.co.jp/ir/stock/meeting.html>)に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内



インターネットによる 議決権行使の場合

次頁のご案内をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月19日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面による 議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月19日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



当日ご出席による 議決権行使の場合

お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年6月20日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

<p>議決権行使書 〇〇〇株式会社 御中 株主総会日 議決権の数</p> <p>私は上記開票の定款株主総会（議決会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。 年 月 日</p> <p>（ご住所） 当社は、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示がなされたものとして取り扱われます。</p> <p>〇〇〇株式会社</p>	<table border="1"> <tr> <th>議案</th> <th>原案に対する賛否</th> </tr> <tr> <td>第二号</td> <td>賛 否</td> </tr> <tr> <td>第三号</td> <td>賛 否</td> </tr> </table>	議案	原案に対する賛否	第二号	賛 否	第三号	賛 否	<p>投票期限のご案内</p> <p>※議決権の数はいずれも1票となります。</p> <p>お願い 1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を本欄からご提出ください。 2. 当日ご出席しない場合は、以下のいずれかの①議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく方法 ②スマートフォンでオンライン用QRコードを読み取るか、ウェブサイトにログインして投票 ※当社は以下の「日」に本欄にてログイン後、議決権を行使いただく方法</p> <p>ログイン用QRコード ログインID 5432-9876-2358-DPS 見本 123456</p>
議案	原案に対する賛否							
第二号	賛 否							
第三号	賛 否							

こちらに議案の賛否をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内



QRコードを読み取る方法

スマートフォンやタブレット端末で「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

① QRコードを読み取る



議決権行使書用紙副票(右側)

② 議案賛否方法の選択画面から議決権行使方法を選ぶ



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



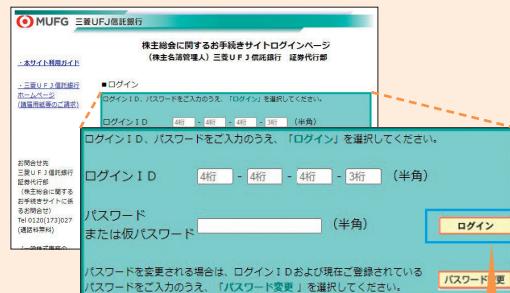
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト
(午前2時30分～午前4時30分取り扱い休止)

<https://evote.tr.mufg.jp/>



- ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする
- ② お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 **0120-173-027**

(受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合は、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」による株主総会へのご参加について

本定時株主総会は、株主総会開催日当日に株主総会オンラインサイト「Engagement Portal（エンゲージメントポータル）」（以下、「本サイト」という）を通じ、インターネットにて株主総会の様子をご視聴いただきながらコメントを送信することが可能な「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」として実施いたします。

本年から音声認識により字幕を表示いたします。リアルタイムで入力する字幕のため、音声よりも遅れて表示されることに加え、正確に表現しきれない場合がございますので、ご了承ください。

具体的な内容につきましては、同封のリーフレットにてご案内させていただいておりますので、ご確認いただきませうようお願い申し上げます。

インターネットによる事前のご意見・ご質問の受付について

株主様は、本サイトを通じ本定時株主総会に先立ち、ご意見・ご質問をいただくことができます。

具体的な内容につきましては、同封のリーフレットにてご案内させていただいておりますので、ご確認いただきませうようお願い申し上げます。

受付期間：2024年5月30日（木曜日）午前9時～6月13日（木曜日）午後5時30分

【ご注意】

- ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- 株主様よりいただきましたご意見・ご質問のうち、株主の皆様の関心が高いと思われる事項については本定時株主総会にて取り上げさせていただき、また、後日当社ウェブサイトにてご紹介・ご回答させていただく予定です。なお、すべてのご意見・ご質問に対しご回答をさせていただくことはいたしかねますので、ご了承ください。
- 加えて、株主様よりいただきました当日のコメントの一部につきましても、後日当社ウェブサイトにて公開させていただきます。

「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知の掲載内容をパソコン・スマートフォン・タブレット端末から快適にご覧いただけます。

以下のURLもしくはQRコードよりアクセスいただきご参照ください。

<https://s.srdb.jp/9697/>



Provided by TAKARA Printing



議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと考えており、将来の事業展開や経営環境の変化などを勘案のうえ、連結配当性向30%を基本方針とし、かつ安定配当の継続に努めております。

当期の期末配当につきましては、上記方針をもとに、企業価値向上に必要な投資および財務の健全性を確保のうえ、キャッシュ・フローも踏まえた株主還元の観点および親会社株主に帰属する当期純利益が過去最高益を更新したことなどにより、以下のとおり前期の期末配当40円（普通配当30円、記念配当10円）に比べ3円増配し、1株につき43円といたしたいと存じます。

これにより、すでに実施済みの中間配当金につきましては、1株につき27円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき70円となり連結配当性向は33.7%となります。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき **43円**

総 額 **9,163,787,620円**

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月21日（金曜日）

(ご参考) 配当金等の推移

	第41期 (2020年3月期)	第42期 (2021年3月期)	第43期 (2022年3月期)	第44期 (2023年3月期)	第45期 (2024年3月期) (当期)
1株当たり年間配当金(円)	45	71	46	63	70
年間配当額(百万円)	4,803	7,579	9,820	13,426	14,917
連結配当性向(%)	30.1	30.4	30.2	36.1	33.7

(注) 1. 2021年4月1日付および2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 第44期の連結配当性向は、創業40周年記念配当10円を含めて算出しております。

3. 第45期(当期)の各項目の数値は、本議案が原案どおり承認可決されることを前提としています。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）12名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）12名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の選定に当たりましては、透明性や客観性を高めるため、指名・報酬委員会（委員長は社外取締役・委員の過半数は社外取締役）に諮問し、同委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会が決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から、審議の結果、当社の取締役として適任である旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役在任期間	取締役会出席状況	上場企業の兼職数
1	つしもと けんぞう 辻本 憲三	社内 再任 代表取締役会長、最高経営責任者(CEO)	41年	9/10回 (90%)	—
2	つしもと はるひろ 辻本 春弘	社内 再任 代表取締役社長、社長執行役員 兼 最高執行責任者(COO)、 OP事業管掌	27年	10/10回 (100%)	—
3	みやざき さとし 宮崎 智史	社内 再任 代表取締役、副社長執行役員 兼 最高人事責任者(CHO)、 コーポレート経営管掌	3年	10/10回 (100%)	—
4	のむら けんきち 野村 謙吉	社内 再任 取締役、副社長執行役員 兼 最高財務責任者(CFO)、 コーポレート経営副管掌	8年	10/10回 (100%)	—
5	えがわ よういち 江川 陽一	社内 再任 取締役、専務執行役員 兼 最高製品責任者(CPO)、 開発部門、PS事業管掌	11年	10/10回 (100%)	—
6	いしだ よしのり 石田 義則	社内 再任 取締役、専務執行役員 兼 グローバル事業管掌	2年	10/10回 (100%)	—
7	つしもと りょうぞう 辻本 良三	社内 再任 取締役、専務執行役員 兼 開発部門副管掌	2年	10/10回 (100%)	—
8	むらなか とおる 村中 徹	社外 再任 独立役員 取締役	8年	10/10回 (100%)	1社
9	みずこし ゆたか 水越 豊	社外 再任 独立役員 取締役	6年	9/10回 (90%)	1社
10	むとう としろう 武藤 敏郎	社外 再任 独立役員 取締役	2年	10/10回 (100%)	—
11	ひろせ ゆみ 廣瀬 由美	社外 再任 独立役員 取締役	2年	10/10回 (100%)	1社
12	こうだ まい 幸田 真音	社外 新任 独立役員 —	—	—	2社

(注) 取締役在任期間は、本総会終結時のものであります。

候補者番号

1

社内
再任



つじもとけんぞう
辻本憲三

生年月日 1940年12月15日
取締役在任期間 41年（本総会終結時）
取締役会出席状況 10回のうち9回出席（90%）
所有する当社株式の数 4,039,860株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年6月 当社代表取締役社長
- 1997年4月 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会理事長
（現一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会）
- 2001年4月 当社最高経営責任者（CEO）（現任）
- 2007年7月 当社代表取締役会長（現任）
- 2007年12月 ケンゾーエステイト, INC. CEO（現任）
- 2010年2月 ケンゾー エステイト ワイナリー ジャパン株式会社代表取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

ケンゾーエステイト, INC. CEO
ケンゾー エステイト ワイナリー ジャパン株式会社代表取締役

【取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

辻本憲三氏は、当社の最高経営責任者（CEO）として強いリーダーシップ、卓越した先見の明や豊富な経験に加え、迅速な決断力や実行力により、当社グループをけん引してまいりました。また、創業者としてカリスマ性を備えた存在感は、当社の精神的支柱であるとともに、求心力となっております。

これまでの実績から、今後も当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏は、ケンゾー エステイト グループの代表取締役・CEOを兼務しております。当社は、同グループとは商品購入等の取引関係がありますが、当社の連結売上高の1%未満の取引であり、当社取締役会において利益相反取引であることについての承認を得ております。

(注) 2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2024年3月31日）現在の株式数を記載しております。

候補者番号

2

社内
再任



つじもと はるひろ
辻本 春 弘

生年月日	1964年10月19日
取締役在任期間	27年（本総会終結時）
取締役会出席状況	10回のうち10回出席（100%）
所有する当社株式の数	6,026,300株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月	当社入社
1997年6月	当社取締役
1999年2月	当社常務取締役
2001年4月	当社専務取締役
2004年7月	当社取締役専務執行役員
2006年4月	当社取締役副社長執行役員
2007年7月	当社代表取締役社長、社長執行役員 兼 最高執行責任者（COO）（現任）
2016年8月	当社代表取締役社長グローバルマーケティング事業、OP事業管掌
2022年6月	当社代表取締役社長OP事業管掌（現任）
2023年5月	一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会会長（現任）

【重要な兼職の状況】

一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会会長

【取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

辻本春弘氏は、当社の社長に就任以降、最高執行責任者（COO）として既存事業の深耕と事業領域の多角化に注力し、コア事業であるソフト開発の強化やワンコンテンツ・マルチユース戦略の推進に加え、アミューズメント施設事業やeスポーツビジネスなどに取り組んでまいりました。また、環境の変化に対応した機動的なマネジメントや堅実な経営手腕により着実に経営基盤の強化に尽力しております。

今後も当社発展に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏は、一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会の会長を兼務しており、当社は同団体との間で年会費支払等の取引関係があります。

候補者番号

3

社内
再任



みやざき さと し
宮崎 智 史

生年月日 1960年2月23日
取締役在任期間 3年（本総会終結時）
取締役会出席状況 10回のうち10回出席（100%）
所有する当社株式の数 5,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
2011年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）執行役員営業第六部長
2013年4月 同行常務執行役員営業担当役員
2016年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ副社長執行役員西日本地区担当役員
株式会社みずほ銀行取締役副頭取（代表取締役）西日本地区担当役員
2020年4月 同行取締役副頭取（代表取締役）業務執行統括補佐
2021年4月 同退任
2021年5月 当社副社長執行役員（現任）
2021年6月 当社取締役
2022年4月 当社取締役最高人事責任者（CHO）兼 コーポレート経営管掌（現任）
2024年4月 当社代表取締役（現任）

[取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

宮崎智史氏は、長年にわたる金融機関での経験と幅広い識見や知見により、当社グループのトップマネジメントおよび経営全般における基盤強化に取り組んでおり、管理部門全般を統括するとともに、最高人事責任者(CHO)として人材投資戦略を推し進めております。

今後も、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

社内
再任



の むら けん きち
野村謙吉

生年月日	1955年5月18日
取締役在任期間	8年（本総会終結時）
取締役会出席状況	10回のうち10回出席（100%）
所有する当社株式の数	12,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2009年4月	当社執行役員内部統制統括
2010年7月	当社常務執行役員財務・経理統括
2015年6月	当社常務執行役員財務・経理統括 兼 秘書・広報IR統括
2016年4月	当社専務執行役員財務・広報本部長
2016年6月	当社取締役最高財務責任者（CFO）（現任） コーポレート経営管掌
2020年4月	当社取締役コーポレート経営、企画・戦略部門管掌
2022年4月	当社取締役コーポレート経営副管掌（現任）
2023年7月	当社取締役法務・資産管理統括（現任）
2024年4月	当社取締役副社長執行役員（現任）

[取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

野村謙吉氏は、最高財務責任者（CFO）として財務、経理、IR、広報、リスク管理等に関する専門知識や豊富な経験から、管理部門全般を統括し、中期経営目標達成のため当社グループの強固な財務体制の構築に取り組んでまいりました。また、経営企画・事業戦略の策定、推進等、幅広い領域において当社のさらなる成長の実現のため尽力しております。

今後も当社発展の一翼を担うことが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

社内
再任



え が わ よ う い ち
江 川 陽 一

生 年 月 日 1963年11月15日
取 締 役 会 11年（本総会終結時）
在 任 期 間
取 締 役 会 10回のうち10回出席（100%）
出 席 状 況
所 有 す る 10,100株
当 社 株 式 の 数

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
1999年4月 当社第五制作部長
1999年8月 当社執行役員第五開発部長
2011年4月 当社常務執行役員
2013年4月 当社専務執行役員（現任）
2013年6月 当社取締役アミューズメント事業、P&S事業管掌
2016年7月 当社取締役AM事業・OP事業、コンシューマゲーム開発管掌
2019年4月 当社取締役コンシューマゲーム開発、PS事業管掌
2020年4月 当社取締役開発部門、PS事業管掌（現任）
2024年4月 当社取締役最高製品責任者（CPO）（現任）

[取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

江川陽一氏は、当社に入社以来、長年にわたり開発、製造、販売やアミューズメント施設運営に従事しているため、高い専門性や豊富な経験、ノウハウを有しております。ゲーム全般にわたる広範な知識や実務に精通し、またコンシューマゲーム開発の第一人者であることから、最高製品責任者(CPO)として今後も当社の業容拡大に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

社内
再任



いしだ よし のり
石田 義 則

生 年 月 日 1970年3月23日
取 締 役 職 2年（本総会終結時）
在 任 期 間
取 締 役 会 10回のうち10回出席（100%）
出 席 状 況
所 有 す る 3,800株
当 社 株 式 の 数

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年4月 当社入社
2005年4月 当社営業推進部長
2011年3月 当社CS事業統括副統括
2013年4月 当社執行役員CS国内事業統括
2016年4月 当社執行役員日本・アジア事業統括
2017年6月 当社執行役員日本・アジア事業統括 兼 MO開発統括副統括
2019年4月 当社常務執行役員日本・アジア事業統括 兼 MO開発統括副統括
2021年9月 当社常務執行役員グローバル事業統括
2022年4月 当社専務執行役員（現任）
2022年6月 当社取締役グローバル事業管掌（現任）
2024年4月 当社取締役グローバル事業統括 兼 Eキャラクターライセンス事業統括（現任）

[取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

石田義則氏は、当社に入社以来、長年にわたりコンシューマ事業に従事しているため、ゲーム業界の市場動向や事業環境に精通しております。また、海外事業や開発関連の豊富な経験も有しており、今後も当社事業のグローバル展開のさらなる推進に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

7

社内
再任



つじもと りょうぞう
辻本良三

生年月日 1973年10月18日
取締役在任期間 2年（本総会終結時）
取締役会出席状況 10回のうち10回出席（100%）
所有する当社株式の数 5,968,800株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1996年4月 当社入社
2013年9月 当社第三開発部長
2014年4月 当社執行役員CS第三開発統括
2017年6月 当社執行役員CS第三開発統括 兼 MO開発統括
2018年4月 当社常務執行役員CS第二開発統括 兼 MO開発統括
2020年10月 当社常務執行役員
CS第二開発統括（現任）
2022年4月 当社専務執行役員（現任）
2022年6月 当社取締役開発部門副管掌（現任）

[取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

辻本良三氏は、当社に入社以来、長年にわたりゲーム開発に従事しているため、高い専門性や豊富なノウハウを有しております。このため、ゲーム全般にわたる広範な知識や実務に精通しており、今後も当社発展に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

8

社外

再任

独立役員



むら なか とおる
村 中 徹

生年月日	1965年6月3日
取締役在任期間	8年（本総会終結時）
取締役会出席状況	10回のうち10回出席（100%）
所有する当社株式の数	2,300株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1995年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）
第一法律事務所（現 弁護士法人第一法律事務所）
- 2007年12月 弁護士法人第一法律事務所社員弁護士（現任）
- 2014年5月 古野電気株式会社社外監査役（現任）
- 2015年6月 株式会社スズケン社外監査役
- 2016年6月 当社社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

弁護士法人第一法律事務所社員弁護士
古野電気株式会社社外監査役

[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

村中 徹氏は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、会社法や金融商品取引法などを専門とする弁護士で、高度な専門知識や幅広い識見、知見を有するとともに、専門的な見地から適法性、妥当性等の提言や助言を行っております。

今後も法的な観点などから取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏は弁護士法人第一法律事務所の社員弁護士であり、当社は同法律事務所との間で、法律顧問契約の取引関係がありますが、双方いずれにおいても連結売上高または取引額の1%未満および1,000万円未満と僅少であり、当社の定める独立性基準を満たしているため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

また、同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、33頁をご参照ください。

【責任限定契約について】

当社は、村中 徹氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

【その他候補者に関する事項】

同氏が2021年6月まで社外監査役として就任していた株式会社スズケンは、同氏が在任期間中の2020年12月の独立行政法人地域医療機能推進機構(JCHO)の入札に関する独占禁止法違反事件に関し、2021年6月に東京地方裁判所において罰金の支払いを命じる判決および関係者への執行猶予付きの有罪判決が下され、2022年3月に公正取引委員会から行政処分を受けております。

当該事件については、2019年11月に当局の立入調査があったことを契機に発覚したものであり、同氏は発覚後、当該調査への協力、原因究明および再発防止策の策定をはじめとする執行部の取組みについて、監査を通じて、注視し、適宜意見・提言を行ってまいりました。

候補者番号

9

社外

再任

独立役員



みず こと 豊
水 越 豊

生年月日	1956年8月29日
取締役在任期間	6年（本総会終結時）
取締役会出席状況	10回のうち9回出席（90%）
所有する当社株式の数	3,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1990年9月 ポストン コンサルティング グループ入社
- 1997年6月 同社ヴァイス・プレジデント
- 2005年1月 同社日本代表
- 2016年1月 同社シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
- 2016年6月 ライフネット生命保険株式会社社外取締役
アサガミ株式会社社外取締役（現任）
- 2018年1月 ポストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー
- 2018年6月 当社社外取締役（現任）
- 2019年6月 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会理事
- 2022年6月 同協会副会長（現任）
- 2023年1月 ポストン コンサルティング グループ シニア・パートナー・エメリタス（現任）

[重要な兼職の状況]

アサガミ株式会社社外取締役

[社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要]

水越 豊氏は、コンサルタント業界における長年の経験や知見により経営分析や経営戦略の策定などに精通するとともに、経済動向に関する高い見識や国際感覚をもとに独立した立場から積極的な意見や提言を行っております。今後も外部の観点から取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、33頁をご参照ください。

【責任限定契約について】

当社は、水越 豊氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

【その他候補者に関する事項】

同氏が社外取締役（監査等委員）を務める株式会社ADKホールディングスは、2019年11月から2022年1月における東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関連する贈賄事件に関し、同社元代表取締役社長および元社員2名が2023年7月および2023年5月にそれぞれ執行猶予付きの有罪判決が下されております。

同氏は、当該事実が発覚するまでこれを認識しておりませんでした。日頃から取締役会において法令遵守等の視点に立った助言、提言を行ってまいりました。

また、当該事実の発覚後は、ガバナンスや内部統制を含む本件に関する事実関係およびそれらに関する原因ないし問題点の分析、再発防止・改善策の提言を目的として同社が設置した独立調査委員会の委員として、ガバナンス体制・コンプライアンス体制の再構築に向けた取組みに関し、適宜意見・提言を行っております。

候補者番号

10

社外

再任

独立役員



むとうとしろう
武藤敏郎

生年月日 1943年7月2日
取締役在任期間 2年（本総会終結時）
取締役会出席状況 10回のうち10回出席（100%）
所有する当社株式の数 300株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1966年4月 大蔵省（現 財務省）入省
1999年7月 同主計局長
2000年6月 大蔵事務次官
2003年1月 財務省顧問
2003年3月 日本銀行副総裁
2008年7月 株式会社大和総研理事長
2009年6月 住友金属工業株式会社社外監査役（現 日本製鉄株式会社）
2010年6月 三井物産株式会社社外取締役
2014年1月 一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会事務総長・専務理事
（後の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、2022年6月解散）
2018年7月 株式会社大和総研名誉理事（現任）
2022年6月 当社社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

株式会社大和総研名誉理事

[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

武藤敏郎氏は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、財務省、日本銀行および事業会社において培ってきた財政・金融その他経済全般やコーポレート・ガバナンスに関する高い見識を有しているため、大所高所からの経営全般にわたる客観的な提言や助言を行っております。

今後も独立した立場から取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、33頁をご参照ください。

【責任限定契約について】

当社は、武藤敏郎氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

【その他候補者に関する事項】

同氏は2022年6月まで公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の事務総長・専務理事を務めておりました。

同委員会の元理事が東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関連する受託収賄の疑いで2022年8月から11月に東京地方検察庁に4回起訴されるとともに、同委員会の元職員が同大会の運営業務にかかる入札に関する独占禁止法違反により2023年12月に執行猶予付きの有罪判決が下されておりますが、同氏の在任中には当該事実は認識されておりました。同氏は、在任期間においては法令遵守およびコンプライアンス徹底の視点から注意喚起を行う等、その職責を果たしておりました。

候補者番号

11

社外

再任

独立役員



ひろ せ ゆ み
廣 瀬 由 美

生年月日	1960年11月7日
取締役在任期間	2年（本総会終結時）
取締役会出席状況	10回のうち10回出席（100%）
所有する当社株式の数	1,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月 東京国税局入局
2012年7月 国税庁長官官房国税庁監察官
2015年7月 雪谷税務署長
2016年7月 東京国税局総務部人事第二課長
2017年7月 税務大学校総務課長
2018年7月 東京国税局調査第三部調査総括課長
2019年7月 東京国税局調査第二部次長
2020年7月 芝税務署長
2021年8月 廣瀬由美税理士事務所税理士（現任）
2021年12月 東京都御蔵島村親善大使（現任）
2022年6月 当社社外取締役（現任）
トレックス・セミコンダクター株式会社社外取締役【監査等委員】（現任）

【重要な兼職の状況】

廣瀬由美税理士事務所税理士
トレックス・セミコンダクター株式会社社外取締役【監査等委員】

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

廣瀬由美氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、税理士や長年にわたる税務行政において培ってきた専門知識と豊富な経験に加え、財務および会計に関する相当程度の知見を有するとともに、健康経営に関する高い見識も有しているため、外部の視点から積極的な意見や提言を行っております。

今後これらの経験、知見などから取締役会の監査・監督の強化および人材戦略の深化に寄与することが期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、33頁をご参照ください。

【責任限定契約について】

当社は、廣瀬由美氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

12

社外

新任

独立役員



こう だ ま いん
幸 田 真 音

生年月日 1951年4月25日

所有する
当社株式の数 —

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1995年9月 作家として独立、現在に至る
- 2003年1月 財務省財政制度等審議会委員
- 2004年4月 滋賀大学経済学部客員教授
- 2005年3月 国土交通省交通政策審議会委員
- 2006年11月 政府税制調査会委員
- 2010年6月 日本放送協会経営委員会委員
- 2012年6月 日本たばこ産業株式会社社外取締役
- 2013年6月 株式会社LIXILグループ社外取締役
- 2016年6月 株式会社日本取引所グループ社外取締役（現任）
- 2018年6月 三菱自動車工業株式会社社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

作家

三菱自動車工業株式会社社外取締役

[社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要]

幸田真音氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、国際金融に関する高い識見を有していることに加え、政府等の審議会委員等を歴任された経験や上場会社の豊富な社外役員経験により実業界にも精通しております。

これらの豊富な知見、経験や作家活動にて発揮されている深い洞察力と客観的な視点から取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、新たに独立役員となる予定であります。

なお、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、33頁をご参照ください。

【責任限定契約について】

同氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定により、同氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

【その他候補者に関する事項】

同氏が社外取締役を務める株式会社日本取引所グループ（以下、「JPX」という）は、2020年10月にJPXの子会社である株式会社東京証券取引所の株式売買システム「arrowhead」において発生した障害およびそれを契機として株式会社東京証券取引所のすべての取引が終日停止したことを受けて、障害が発生した機器の自動切替機能の設定に不備があったことや、売買再開に係る株式会社東京証券取引所のルールが十分でなかったことなどが認められたとして、2020年11月に金融庁から業務改善命令を受けました。同氏は、当該事象発生以前より、JPXの取締役会において、安定性および信頼性の高い市場運営の在り方について適宜提言を行っておりました。

また、当該事象発生後は、JPXが設置した「システム障害に係る独立社外取締役による調査委員会」の委員として、障害発生当日中の事実経過や障害発生原因等に関するJPXおよび株式会社東京証券取引所の見解や認定に対して、本障害発生の要因、JPXおよび株式会社東京証券取引所の事前・事後の対応の妥当性、再発防止措置等の事項に関して評価および提言を行い、また、JPXの取締役会において、同委員会の調査状況および調査結果について報告を行うなど、その職責を果たしております。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者の選定にあたりましては、透明性や客観性を高めるため、指名・報酬委員会（委員長は社外取締役・委員の過半数は社外取締役）に諮問し、同委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会が決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役在任期間	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	上場企業の兼職数	
1	ひら お かず し 平尾 一 氏	社内 再任	取締役 [常勤監査等委員]	8年	10/10回 (100%)	10/10回 (100%)	—
2	こう ろ む つ ひ こ 上 良 睦 彦	社外 新任 独立役員	—	—	—	—	
3	こ た に わ た る 小 谷 渉	社外 新任 独立役員	取締役	3年	10/10回 (100%)	—	—

- (注) 1. 取締役在任期間は、本総会終結時のものであります。
2. 小谷 渉氏の当社社外取締役としての在任期間は3年となります。

候補者番号

1

社内

再任



ひら お か ず し
平 尾 一 氏

生 年 月 日	1951年9月25日
取 締 役 在 任 期 間	8年 (本総会終結時)
取 締 役 会 出 席 状 況	10回のうち10回出席 (100%)
監 査 等 委 員 会 出 席 状 況	10回のうち10回出席 (100%)
所 有 す る 当 社 株 式 の 数	21,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 6 月	当社入社	2004年 4 月	当社IR室長
1997年 4 月	当社海外業務部長	2004年 6 月	当社監査役 [常勤]
1999年 7 月	当社執行役員海外事業部長	2016年 6 月	当社取締役 [常勤監査等委員] (現任)
2002年10月	当社総務部長		

[監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

平尾一氏氏は、海外現地法人での長い勤務経験から国際感覚が身につけていることに加え、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているため、グローバルな視点から当社および国内外子会社の監査を行っております。

今後も、監査役および監査等委員である取締役として培った専門知識や経験により取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

[責任限定契約について]

当社は、平尾一氏氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

(注) 2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、各候補者の所有する当社株式の数は、当期末(2024年3月31日)現在の株式数を記載しております。

候補者番号

2

社外

新任

独立役員



こう ろ むつ ひこ
上 良 睦 彦

生年月日 1965年2月12日

所有する
当社株式の数 —

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1989年 4 月 国税庁入庁
- 1996年 7 月 新津税務署長
- 2013年 7 月 大阪国税局査察部長
- 2015年 7 月 東京国税局課税第二部長
- 2016年 7 月 国税庁長官官房企画課情報技術室長
- 2017年 7 月 福岡国税局総務部長
- 2018年 7 月 国税庁長官官房参事官
- 2019年 7 月 大阪国税局総務部長
- 2020年 7 月 国税庁徴収部徴収課長
- 2020年10月 国税庁課税部個人課税課長
- 2021年 7 月 国税庁課税部課税総括課長
- 2022年 7 月 札幌国税局長
- 2023年 7 月 国税庁徴収部長

[監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

上良睦彦氏は、会社の経営に参加したことはありませんが、税務行政における専門知識と豊富な経験に加え、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの高い見識に基づき、独立した客観的な立場から取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、新たに独立役員となる予定であります。

なお、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、33頁をご参照ください。

【責任限定契約について】

同氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定により、同氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

候補者番号

3

社外

新任

独立役員



こ た に
小 谷 渉

生 年 月 日	1957年4月7日
取 締 役 職 在 任 期 間	3年（本総会終結時）
取 締 役 会 出 席 状 況	10回のうち10回出席（100%）
所 有 す る 当 社 株 式 の 数	400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 警察庁入庁
2002年8月 愛媛県警察本部長
2004年4月 警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長
2008年7月 長野県警察本部長
2010年8月 警察庁刑事局組織犯罪対策部長
2013年1月 警視庁副総監・犯罪抑止対策本部長事務取扱
2014年1月 警察大学校長
2014年11月 株式会社ゆうちょ銀行統括役
2021年6月 公益財団法人日本人事試験研究センター理事（現任）
当社社外取締役（現任）

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

小谷 渉氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、長年警察行政に携わっており、サイバーセキュリティや情報セキュリティの分野に精通するとともに、法律全般にわたる広範な専門知識や豊富な経験をもとに、社外取締役として当社の経営に中立かつ客観的な視点で提言や助言を行っております。

今後もリスク管理や適法性確保の観点から取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

同氏が当社社外取締役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は3年であります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、33頁をご参照ください。

【責任限定契約について】

当社は、小谷 渉氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

[ご参考] 本定時株主総会終結後の取締役会メンバーのスキル・マトリックス

当社の強み

- 安定的なキャッシュの確保と資本効率の向上による積極的な戦略的投資を実現する財務基盤
- 当社独自の高度な技術と開発力による世界で支持されるコンテンツ (IP) の創出と多面的な活用
- さらなる収益拡大に向けたデジタル戦略によるグローバルでの長期販売体制

当社取締役会

- 当社の強みを活かし、持続的な成長を実現させるために、「**多様な視点**」「**豊富な経験**」「**多様かつ特化した高度なスキル**」を持ったメンバーで構成
- 社外取締役の積極的な参画により、監査・監督機能を発揮できるガバナンス体制
※多様性については、性別、国籍、年齢等に関係なく、人格および識見に基づいて候補者を選定

氏名	当社における地位および担当	性別	独立性 (社外)	会議体および委員会の構成 (○:議長/委員長)			
				取締役会	監査等委員会	指名・報酬委員会	コンプライアンス委員会
辻本 憲三	代表取締役会長、 最高経営責任者(CEO)	男性		◎	—	—	—
辻本 春弘	代表取締役社長、社長執行役員 兼 最高執行責任者(COO)	男性		●	—	—	●
宮崎 智史	代表取締役、副社長執行役員 兼 最高人事責任者(CHO)	男性		●	—	●	●
野村 謙吉	取締役、副社長執行役員 兼 最高財務責任者(CFO)	男性		●	—	●	●
江川 陽一	取締役、専務執行役員 兼 最高製品責任者(CPO)	男性		●	—	—	●
石田 義則	取締役、専務執行役員	男性		●	—	—	●
辻本 良三	取締役、専務執行役員	男性		●	—	—	●
村中 徹	社外取締役	男性	●	●	—	—	◎
水越 豊	社外取締役	男性	●	●	—	◎	●
武藤 敏郎	社外取締役	男性	●	●	—	—	●
廣瀬 由美	社外取締役	女性	●	●	—	—	●
幸田 真音	社外取締役	女性	●	●	—	●	●
平尾 一氏	取締役[常勤監査等委員]	男性		●	●	●	●
上良 睦彦	社外取締役[常勤監査等委員]	男性	●	●	●	●	●
小谷 渉	社外取締役[監査等委員]	男性	●	●	◎	●	●

*第2号議案および第3号議案が原案どおり承認されますと取締役15名のうち社内取締役8名、社外取締役7名となります。なお、社外取締役7名全員は、独立役員となる予定です。

特に期待する分野についての考え方

企業経営	中長期にわたる成長に向けて、実効的な経営戦略を策定できるよう、上場会社またはそれに準じる企業における代表取締役の経験、他社の社外取締役または社外監査役として会社経営を監督する経験が必要
経営戦略	主力事業の拡大に向けて、迅速な意思決定とそれに伴うリスクへの監督・監視機能を強化した経営体制を構築できるよう、マーケティング、営業の経営経験から戦略を策定できる取締役が必要
ゲーム業界	大きく変化する業界動向を把握し、効果的な戦略を適時・適切に行うために、上場会社またはそれに準じる企業における当該分野での経営経験・実績を持つ取締役が必要
デジタル変革・IT・テクノロジー	
開発・研究	
財務・会計・税務	
法務	会社の重要な経営判断とその業務執行の監督において、取締役会が実効的に機能を発揮できるよう、各種専門分野での実務経験や知見を持つ取締役が必要
グローバル感覚・国際性	

当社中期成長戦略の達成に向けて各取締役特に期待する分野

企業経営	経営戦略	ゲーム業界	デジタル変革・IT・テクノロジー	開発・研究	財務・会計・税務	法務	グローバル感覚・国際性
●	●	●	●				●
●	●	●	●	●			●
●	●	●	●		●		●
	●	●	●	●	●	●	●
		●	●	●			●
	●	●	●	●			●
●						●	●
●	●						●
●					●		●
●					●		●
●					●		●
	●	●			●		●
					●		
			●			●	

*上記一覧表は、各候補者の有するすべての知見を表すものではありません。

[社外取締役の独立性に関する基準]

当社は、独立性判断基準を定めており、以下の事項に抵触しない者を独立性のある社外取締役と判断しております。

- ①当社グループ（「当社および連結子会社」をいう。以下同様。）の業務執行者または過去10年間に於いて業務執行者であった者
- ②当社グループを主要な取引先（双方いずれにおいても連結売上高または取引額の1%以上に該当する企業等）とする者またはその業務執行者
- ③当社グループと主要な取引関係（双方いずれにおいても連結売上高または取引額の1%以上に該当する企業等）がある者または業務執行者
- ④当社の大株主（総議決権の10%以上を保有する株主）またはその業務執行者ならびに当社グループが大株主である者
- ⑤当社グループから多額の寄付、融資、債務保証を受けている団体、法人の業務執行者
- ⑥当社グループとの間で取締役を相互に派遣している会社の業務執行者
- ⑦当社グループから役員報酬以外に1,000万円以上の金銭、その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体に属している場合は、当該団体との取引において双方いずれにおいても連結売上高または取引額の1%以上および1,000万円以上）
- ⑧上記の②から⑦までについては、過去10年間のいずれかの事業年度に該当していた者
- ⑨上記の①から⑧までのいずれかに該当する配偶者または二親等以内の親族

[補償契約について]

当社は、辻本憲三氏、辻本春弘氏、宮崎智史氏、野村謙吉氏、江川陽一氏、石田義則氏、辻本良三氏、村中 徹氏、水越 豊氏、武藤敏郎氏および廣瀬由美氏ならびに平尾一氏氏および小谷 渉氏の各候補者との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同行第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、自己もしくは第三者の不正な利益を図るまたは当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には補償を受けた費用等を返還させることなどを条件としております。

なお、辻本憲三氏、辻本春弘氏、宮崎智史氏、野村謙吉氏、江川陽一氏、石田義則氏、辻本良三氏、村中 徹氏、水越 豊氏、武藤敏郎氏および廣瀬由美氏ならびに平尾一氏氏および小谷 渉氏が再任または選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

また、幸田真音氏および上良睦彦氏の選任が承認された場合には、当該契約を締結する予定であります。

[役員等賠償責任保険契約について]

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社および子会社の取締役、監査役および執行役員等は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用および損害賠償金を填補することとしております。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

また、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の各候補者が再任または選任された場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2022年6月23日開催の第43期定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役 金森仁氏の選任の効力は、本総会開始の時までとなっております。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者の選定に当たりましては、透明性及客観性を高めるため、指名・報酬委員会（委員長は社外取締役・委員の過半数は社外取締役）に諮問し、同委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会が決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



かな もり ひとし
金 森 仁

補欠の監査等委員である
社外取締役候補者

生 年 月 日 1954年8月1日

所 有 す る
当 社 株 式 の 数 —

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	東京地方検察庁検事	2002年4月	財団法人中小企業国際人材育成事業団評議員 (現 公益財団法人国際人材育成機構)
1985年4月	山形地方検察庁検事	2018年10月	金森法律事務所弁護士 (現任)
1988年4月	新潟地方検察庁検事	2020年3月	公益財団法人国際人材育成機構 代表理事・会長 [常勤] (現任)
1992年4月	弁護士登録 (東京弁護士会)		
1996年2月	社会福祉法人武蔵野会理事		

[重要な兼職の状況]

金森法律事務所弁護士
公益財団法人国際人材育成機構代表理事・会長

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

金森 仁氏は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、弁護士として知見や豊富な経験を有しており、法律の専門家としての的確な指導や助言により取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、株式会社東京証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【責任限定契約について】

同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は会社法第427条第1項の規定により、同氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

【補償契約について】

同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する予定であります。

ただし、自己もしくは第三者の不正な利益を図るまたは当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には補償を受けた費用等を返還させることなどを条件としております。

【役員等賠償責任保険契約について】

当社は、当社および子会社の取締役、監査役および執行役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用および損害賠償金等を填補することとしております。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

[その他候補者に関する事項]

同氏は2020年3月より公益財団法人国際人材育成機構の代表理事・会長を務めておりますが、同法人は、過去の事業年度において特定事業者に対し特別の利益を供与したとの情報に基づき、調査の結果、2021年7月および10月に行政庁（内閣総理大臣）より勧告を受けております。

当該特定事業者に対する利益供与の期間において、同氏は同法人の顧問弁護士・評議員でありましたが、業務には携わっておらず、利益供与にかかる取引に関して一切認知しておりませんでした。

なお、同氏は発覚後、代表理事・会長に就任するとともに、コンプライアンス室の設置をはじめとする事業執行体制の改革、監査体制の充実、規程の整備、各理事等の牽制体制の発揮などの改善を直ちに実施し、関係法令に則りコンプライアンスを重視した事業運営に努めております。

第5号議案および第6号議案に共通するご参考事項

当社は、今般、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という）について、当社グループの中長期的な企業価値向上に向けた取組みをより強化し、安定的な利益成長に向けたインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を図ることを目的として、報酬制度を見直すことといたしました。

つきましては、①第5号議案において取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬枠を改定し、対象取締役の報酬に関し、基本報酬と別枠で当社グループの業績の成長度等に応じて変動する業績連動性を高めた賞与を設定すること、ならびに②第6号議案において対象取締役に新たに業績等の成長目標の達成度を指標とする業績連動型株式報酬制度を導入することにつき、ご提案をするものです。

なお、第5号議案および第6号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役の報酬は、基本報酬（固定・金銭）、賞与（変動・金銭）および業績連動型株式報酬（変動・株式）で構成されることとなります。

また、当社は、今般の報酬制度の見直しにあたって、社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）に諮問し、同委員会の審議・答申を踏まえ、2024年5月15日開催の取締役会において、本定時株主総会で第5号議案および第6号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という）の改定を決定しております。変更後の決定方針の概要は、43頁に記載のとおりであります。

1. 提案の内容と理由

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額は、2022年6月23日開催の第43期定時株主総会において、金銭報酬枠を年額11億円以内(うち社外取締役は7,000万円以内)とご承認いただき、現在に至っております。

今般、37頁に記載のとおり、当社の取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という)の報酬制度を見直すことに伴い、取締役(監査等委員である取締役を除く)の金銭報酬について、基本報酬(固定報酬)を年額9億円以内(うち社外取締役は1億円以内)と定めるとともに、当該基本報酬とは別枠で業績連動報酬(変動報酬)としての賞与を年額8億円以内とすることについて、ご承認をお願いしたいと存じます。

ただし、上記各報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとし、社外取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、本議案の内容に基づく基本報酬のみといたします。

なお、現在の取締役(監査等委員である取締役を除く)は12名(うち社外取締役は5名)であり、本定時株主総会の第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く)は12名(うち社外取締役は5名)となります。

2. 当該報酬等を相当と判断する理由

本議案は指名・報酬委員会に諮問のうえ、同委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会が決定したものであり、かつ、改定後の決定方針(43頁に記載)の内容に沿ったものであることから、相当であるものと判断しております。また、監査等委員会からも審議の結果、相当である旨の意見表明を受けております。

3. 改定後の制度に基づく報酬の概要

(1) 基本報酬

基本報酬(固定報酬)は、役位、職責等に応じた堅実な職務遂行を促すため、各取締役に当社取締役会において決定した固定金額の金銭を支給する報酬であります。

(2) 賞与

業績連動報酬(変動報酬)として支給する賞与は、業績連動性と、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、対象取締役に對し、以下4.の算定方法のとおり算定した額の金銭を支給する業績連動型の報酬であります。

4. 賞与の算定方法

賞与は、当社グループの業績の成長度等に応じた業績評価指標として連結営業利益を指標といたします。

具体的には毎年4月1日から翌年3月31日までの期間（以下、「評価期間」という。なお、当初の評価期間は、2024年4月1日から2025年3月31日までの1事業年度とする）中の連結営業利益の前年度に対する増減率を対象取締役の金銭報酬総額の増減率と連動させた下記算定式で算定される額の金銭を報酬として支給いたします。

したがって、賞与は、業績の成長度等に応じて金銭を支給するものであり、改定後の制度の導入の時点では、各対象取締役に対して当該金銭を支給するか否かおよび支給する金額は確定しておりません。

【算定式】

$$\text{賞与総額} = \text{前年度の金銭報酬総額} \times \left(1 + \text{評価期間の連結営業利益の前年度に対する増減率} \right) - \text{評価期間の基本報酬総額}$$

なお、対象取締役の個人別の賞与支給額については、上記算定式により求められた賞与の総額を事業年度ごとに予め当社取締役会で定めた対象取締役の役位、職責等に応じた比率において配分した額といたします。

また、対象取締役に支給する2024年3月期に係る賞与についても従前の制度との連続性を確保しつつ、改定後の上記算定式を以下のとおり読み替えて適用します（なお、この場合でも取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、従前の制度に従い年額11億円以内といたします）。

前年度の金銭報酬総額	2022年6月23日開催の第43期定時株主総会終結時から2023年6月20日開催の第44期定時株主総会終結時までの1年間における対象取締役の金銭報酬総額
評価期間の基本報酬総額	2023年6月20日開催の第44期定時株主総会終結時の対象取締役の役位、職責等に基づき当社取締役会で決定された年間基本報酬総額

5. 賞与を受ける権利の喪失およびクローバック

対象取締役は、当社取締役会において定める一定の非違行為、当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、賞与を受ける権利を喪失することといたします。

また、対象取締役は、指名・報酬委員会での審議・答申の結果を踏まえて当社取締役会で定めるところにより、重大な不正行為、不正行為を理由とする決算修正または重大な会計上の誤りによる決算修正が発生した場合、当該事業年度およびその前の3事業年度において受け取った賞与の全部または一部を返還するものとします。

6. 今後の制度の改定について

業績評価指標および算定方法は、事業環境の変化や経営目標の見直し等に応じて、取締役会決議により、適宜変更する可能性があります。

第6号議案

取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の内容と理由

今般、37頁および第5号議案において記載のとおり、当社の取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という)の報酬制度を見直すことに伴い、対象取締役に業績等成長目標の達成度に応じて当社普通株式(以下、「当社株式」という)を交付する業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」という)を新たに導入することについて、ご承認をお願いしたいと存じます。

本議案は、本定時株主総会の第5号議案においてご承認をお願いしております、取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する基本報酬枠(年額9億円以内)および対象取締役に對する賞与枠(年額8億円以内)とは別枠で、対象取締役に對して本制度に基づき業績連動型株式報酬を支給するものであります。

なお、現在の取締役(監査等委員である取締役を除く)は12名(うち社外取締役は5名)であり、本定時株主総会の第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く)は12名(うち社外取締役は5名)となります。

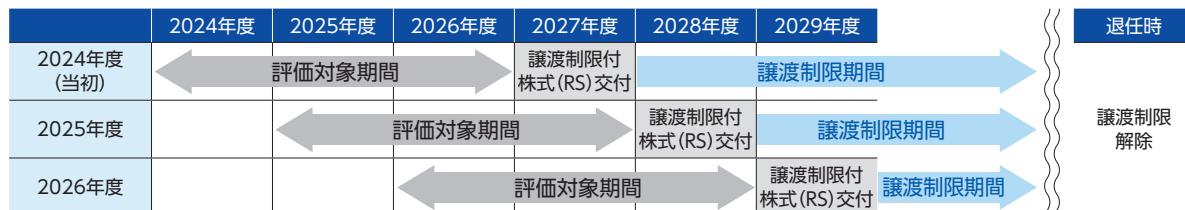
2. 当該報酬等を相当と判断する理由

本議案は、指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会が決定したものであり、かつ、改定後の決定方針(43頁に記載)の内容に沿ったものであることから、相当であるものと判断しております。

また、監査等委員会からも審議の結果、相当である旨の意見表明を受けております。

3. 本制度の概要

業績連動型株式報酬(変動報酬)は、当社グループの中長期的な業績と企業価値の持続的な向上を図るさらなるインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と同じ目線で、一層の価値共有を進めるため、対象取締役に對し、毎年4月1日から3年後の3月31日までの連続する3事業年度の期間(以下、「評価対象期間」という)中の目標の達成度等に応じて、以下(4)のとおり算定される数の当社株式を対象期間終了後に交付する業績連動型の株式報酬であり、その概要は、下図のとおりです。



(注) 当初の支給対象年度は2024年度であり、評価対象期間は2024年4月1日から2027年3月31日までの3事業年度であります。2025年度以降も、本定時株主総会で承認を受けた範囲内で、それぞれ当該事業年度を支給対象年度とし、そこから連続する3事業年度を新たな評価対象期間とする業績連動型株式報酬制度の実施を予定しています。

したがって、業績連動型株式報酬は、業績等の成長目標の達成度に応じて当社株式を交付するものであり、本制度の導入の時点では、各対象取締役に対して当該株式を交付するか否かおよび交付する株式数は確定しておりません。

(1) 譲渡制限付株式割当契約の内容

本制度による業績連動型株式報酬としての当社株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役(当社の取締役会決議の日において当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にある対象取締役に限る)との間で譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」という)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ①対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社株式(以下、「本割当株式」という)について、本割当株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下、「譲渡制限」という)。
- ②対象取締役による法令、社内規則または当該割当契約の違反その他の理由により、当社が本割当株式を無償取得することが相当であると当社取締役会で定める事由に該当した場合、当社は本割当株式を無償で取得する。

なお、評価対象期間において、対象取締役が死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社取締役会の定める地位を退任した場合、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合、その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合には、必要に応じて、当社取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数および額の株式および金銭を交付し、または、当該交付に代えて、当該株式等に相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものといたします。

(2) 譲渡制限付株式の割当方法等

当社は、業績連動型株式報酬として、評価対象期間における業績指標や企業価値・株主価値の成長度等に応じて譲渡制限を付した当社株式(以下、「譲渡制限付株式(RS)」という)の交付等を行うものとします。

譲渡制限付株式(RS)の交付は、下記の(i)または(ii)の方法によります。

- (i) 取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずに無償で当社株式を割り当てる。
- (ii) 当該対象取締役が割当てを受ける株式数に、割当てを受ける当社株式の払込金額を乗じることにより算定された額の金銭報酬債権を支給し、各対象取締役による当該金銭報酬債権の現物出資と引換えに、各対象取締役に当社株式を割り当てる。

なお、上記 (i) の方法による場合の対象取締役の報酬額、および上記 (ii) の方法による場合に対象取締役が割当てを受ける当社株式の払込金額は、当該割当ての決定に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利とされない範囲で当社取締役会が決定した額といたします。

(3) 業績連動型株式報酬の上限

対象取締役への譲渡制限付株式（RS）の交付または交付のために支給される金銭報酬債権（前記 (ii) の方法による場合に限り）の総額は年額8億円以内といたします。

また、交付する当社株式の総数は年200万株以内とし、当該株式数の発行済株式総数（2024年4月末現在の発行済株式総数から「株式付与ESOP信託口」が保有する当社株式を含む自己株式を控除した数）に対する割合は0.48%であります。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社株式の株式分割（当社株式の無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合その他発行または処分される当社株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。

(4) 業績連動型株式報酬の算定方法

各対象取締役に交付する譲渡制限付株式（RS）の数は、下記の算定式に従って算定いたします。

【算定式】

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{各取締役に交付する} \\ \text{譲渡制限付株式(RS)数} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{基準株式数} \\ \text{①} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{業績等成長目標達成度} \\ \text{②} \end{array}}$$

①「基準株式数」は、対象取締役の役位、職責等に応じて当社取締役会において決定いたします。

②「業績等成長目標達成度」は、評価対象期間における当社取締役会で定める評価指標の達成割合に応じて、0%から150%までの範囲で算定いたします。

(5) 業績連動型株式報酬を受ける権利の喪失およびクローバック

対象取締役は、当社取締役会において定める一定の非違行為、当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、業績連動型株式報酬を受ける権利を喪失することといたします。

また、対象取締役は、指名・報酬委員会での審議・答申の結果を踏まえて当社取締役会で定めるところにより、重大な不正行為、不正行為を理由とする決算修正または重大な会計上の誤りによる決算修正が発生した場合、当該事業年度およびその前の3事業年度において受け取った業績連動型株式報酬の全部または一部を返還するものとします。

(6) 今後の本制度の改定について

業績評価指標、算定方法その他の本制度の内容等については、事業環境の変化や経営目標の見直し等に応じて、取締役会決議により、適宜変更する可能性があります。

【ご参考】

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針 (第5号議案および第6号議案が承認された場合)

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という）を定めており、その概要は「第45期 報告書」に記載の事業報告（22頁から23頁）に記載のとおりであります。本定時株主総会における第5号議案および第6号議案をご承認いただいた場合は、以下のとおり内容を変更いたします。

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の決定方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、客観性と透明性を確保するため、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役会が社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）に諮問し、同委員会以下の方針をもとに審議・答申し、取締役会で決定します。

(1) 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という）の報酬等は、役位、職責等に応じた堅実な職務遂行を促すための基本報酬（固定報酬）に加え、業績連動性を高め、中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した報酬制度および報酬構成として、業績連動報酬（変動報酬）として短期インセンティブとしての賞与および中長期インセンティブとしての株式報酬で構成します。

(2) 社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督するという役割に鑑みて、業績との連動は行わず、基本報酬（固定報酬）のみとします。

2. 監査等委員である取締役の報酬等の決定方針

監査等委員である取締役の個人別の報酬等は、独立性の確保から業績との連動は行わず基本報酬（固定報酬）のみとし、常勤および非常勤等を勘案のうえ、株主総会で決議された総額の範囲内で各監査等委員である取締役の協議により決定します。

対象取締役の報酬体系

報酬の種類			概要
固定報酬	金銭	基本報酬	・ 役位、職責等に基づく定額の固定報酬を各月毎に按分して支給
業績連動報酬 (変動報酬)	短期	金銭	賞与 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社グループの経営目標である「毎期10%連結営業利益増益」の着実な達成による会社業績向上に対する意識を高めるための短期インセンティブ ・ 連結営業利益の前年度に対する増減率を対象取締役の金銭報酬(基本報酬および賞与)総額の増減率と連動させた額から基本報酬額を減じた額を支給 ・ 原則として、毎年一定の時期に支給
	中長期	株式	業績連動型 株式報酬 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社業績と企業価値の持続的な向上、株主との利益意識の共有を図るための中長期インセンティブ ・ 評価対象期間(3事業年度)における(i)親会社株主に帰属する当期純利益の成長目標達成度および(ii)当社株式成長率[当社株主総利回り(TSR)÷東証株価指数(TOPIX)成長率]を評価指標とする ・ 評価対象期間経過後、上記評価指標の達成度に応じて、取締役その他当社取締役会で定める地位を退任するまでの譲渡制限期間を設けた当社普通株式(以下、「譲渡制限付株式(RS)」という)を割り当てる

(注) 1. TSR：Total Shareholder Return（株主総利回り）の略。キャピタルゲインと配当を合わせた、株主にとっての総合投資利回り。以下、「TSR」という。

2. 業績連動報酬（変動報酬）は、以下の場合、支給されない、または返還される。

- (a) 当社取締役会において定める一定の非違行為、当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、報酬を受ける権利を喪失する。
- (b) 指名・報酬委員会での審議・答申の結果を踏まえて当社取締役会で定めるところにより、重大な不正行為、不正行為を理由とする決算修正または重大な会計上の誤りによる決算修正が発生した場合には、受け取った報酬の全部または一部を返還する。

業績連動報酬（変動報酬）の算定方法（改定後報酬制度導入時点）

(1) 賞与

【算定式】

$$\text{賞与総額} = \text{前年度の金銭報酬総額} \times \left(1 + \text{評価期間の連結営業利益の前年度に対する増減率} \right) - \text{評価期間の基本報酬総額}$$

(注) 評価期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの1事業年度とする

(2) 業績連動型株式報酬

【算定式】

$$\text{各取締役に交付する譲渡制限付株式(RS)数} = \text{基準株式数 (①)} \times \text{業績等成長目標達成度 (②)}$$

①「基準株式数」は、原則として、本株主総会終了後最初に開催される取締役会決議において以下の算定式により算定される数とする。

$$\text{基準株式数 (①)} = \text{基準額 (a)} \times \text{対象取締役の役位、職責等に応じた係数 (b)} \div \text{基準株価 (c)}$$

(a) 「基準額」は、対象取締役の基本報酬総額の50%とする。

(b) 「対象取締役の役位、職責等に応じた係数」は、対象取締役の役位、職責等に応じて当社取締役会において決定する。

(c) 「基準株価」は、評価対象期間^(注)開始の前月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値とする。

(注) 評価対象期間は毎年4月1日から3年後の3月31日までの連続する3事業年度とする

②「業績等成長目標達成度」は、評価対象期間の (i) 親会社株主に帰属する当期純利益の成長目標達成度および (ii) 「当社TSR」を「東証株価指数 (TOPIX) の成長率」と相対比較した当社株式成長率の結果に応じて算定され、0%から150%までの範囲で変動する評価係数とする。

評価指標	評価割合(ウェイト)	評価係数変動幅	評価方法
(i) 親会社株主に帰属する当期純利益	50%	0%~150%	評価対象期間中に毎期10%の成長を達成した場合の累計額と比較し、達成度が41%以上となった場合、50%から150%の範囲で評価係数とする。
(ii) TSR (TOPIX比較)	50%	0%~150%	評価対象期間における当社TSRを同期間のTOPIX成長率と比較し、成長率が50%以上となった場合、50%から150%の範囲で評価係数とする。
合計	100%	0%~150%	—

対象取締役の報酬構成イメージ

当社の経営目標である連結営業利益10%成長達成時の賞与支給額および業績連動型株式報酬制度の基準額
(基本報酬を100とした場合の割合)

固定報酬		変動報酬	
基本報酬 (金銭) 100	賞与 (金銭) 45	業績連動型株式報酬 (株式) 50	

(注) 上記の図は、一定の会社業績および当社株式の単価を基に算出した2025年3月期における対象取締役の報酬のイメージであり、会社業績および当社株式の株価の変動等に応じて上記割合も変動します。

株主総会会場ご案内図

会場

〒530-0001
 大阪市北区梅田二丁目5番25号
ザ・リッツ・カールトン大阪 4階
ザ・リッツ・カールトン・ボールルーム
 電話 06-6343-7000(代表)

交通のご案内

- JR「大阪駅」桜橋口より徒歩約7分
- 阪神「大阪梅田駅」西口より徒歩約5分
- 阪急「大阪梅田駅」中央改札口より徒歩約15分
- 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」北改札口より徒歩約5分
- 地下鉄御堂筋線「梅田駅」南改札口より徒歩約10分
- 地下鉄谷町線「東梅田駅」北西改札口または北東改札口より徒歩約12分

「車いす等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。ご来場の際には、会場スタッフのご案内いたします。」

※オオサカガーデンシティ地下通路より直接ご来場いただけます。
 ※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車のご来場はご遠慮ください。



オオサカガーデンシティ地下通路からのアクセス



この報告書は、環境に配慮し、植物油インキを使用しております。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。